

2014年5月7日  
株式会社みずほ銀行  
みずほ証券株式会社

## **みずほ銀行の国内全店舗における金融商品仲介業務の開始について**

みずほ銀行（頭取：林 信秀）は、みずほ証券（社長：本山 博史）を委託金融商品取引業者とする金融商品仲介業務（ ）を、2014年5月7日より、国内全店舗にて開始いたします。

みずほ は、「One MIZUHO」の旗印の下「お客さまに選ばれ続ける金融グループ」の実現を目指し、みずほ銀行のロビー内にみずほ証券の相談窓口である「プラネットブース（165拠点）」を設置するなど、みずほ銀行からみずほ証券への『顧客紹介ビジネスの展開』を推進しておりますが、これらの施策に加え、『みずほ銀行全店舗（421カ店）での金融商品仲介業務』を新たに開始します。

これにより、みずほ銀行でも、みずほ証券が取り扱う商品（主に債券）をご提供できるようになることから、これまで以上に、お客さまのご要望に幅広くスピーディーに対応することが可能となります。なお、フルラインの証券商品にご関心があり、証券会社からの資産運用の提案をご希望されるお客さまには、これまで同様、みずほ銀行からの紹介を通じ、みずほ証券でご対応させていただきます。

このように みずほ では、みずほ銀行とみずほ証券の双方から担当をお客さまにお選びいただくことができる、新たな銀行・証券の連携モデルを構築いたします。今後も、より一層、お客さまの多様な資産運用のご期待に応えるとともに、「貯蓄から投資へ」の流れを促進し、金融市場の発展に貢献してまいります。

### **【みずほ銀行の国内全店舗における金融商品仲介業務の概要】**

- 1．業務取扱開始日：2014年5月7日（水）
- 2．取扱商品：外国債券
- 3．取扱店舗：みずほ銀行の国内全店舗（421カ店）

金融商品仲介業務とは、金融商品取引業者の委託を受けて「有価証券の売買等の媒介」や「有価証券の募集もしくは売出しの取扱い」などを行う業務をいいます。今般、みずほ銀行はみずほ証券の委託を受けて個別商品を勧誘する金融商品仲介業務を行います。